

協同総研特別セミナー

協同組合の視点から見た労働と社会開発 —バルベリーニICA会長と語る—

2006年3月16日14時30分より、「3.16市民のつどい」に先立ち、明治大学駿河台校舎研究棟4F第1会議室において、バルベリーニICA会長を囲んでの特別セミナーを開催しました。セミナーではまず、日本労協連菅野理事長より「ワーカーズコープの事業・運動 イタリアの協同組合運動に学ぶこと」と題して報告があり、それに対するコメントとしてバルベリーニ会長よりお話をいただきました。また、会場からも活発な質疑をいただきました。バルベリーニ会長のコメントおよび質疑について掲載します。(編集部)

今、菅野理事長のお話を伺いましたが、私たちと共通の考えが非常に多いと思います。菅野さんは労働者協同組合の法制化について問題を提起されました。私自身もそのことについて大切な問題であると考えています。法律が存在することは、協同組合が発展するための土台となります。イタリアでも、労働者協同組合の一つの形態である社会的協同組合がありますが、社会的協同組合は実際の運動が形成された後に法律ができたという経過があり、法律ができた後に運動が飛躍的に伸びたという事実があります。労働者協同組合の法律が存在しないのは日本だけではなく、世界の数多くの国でも皆さんと同じ問題を共有していると言えます。



法制化の条件

法律を制定するためには、いくつかの条件があります。まず第1に、他の社会勢力との同盟、特に労働組合との協力が大切だと考えています。第2の条件は、主体自身が「労働者協同組合は何なのか」ということを明確に規定する必要があります。なぜ

ならば、法律をつくるために、労働者協同組合が他の協同組合とはどう違うのか、他の企業とはどう違うのか、ということを確認にして、その概念を仕上げるのが大切だからです。これは協同組合全体についても言えますが、とりわけ労働者協同組合の場合は、他の資本に基づく株式会社、企業と目的が明確に異なります。企業においては「利潤」という概念がありますが、資本を確保して協同組合をおこすので、それは協同組合においても大切な概念で、それをどういうふうにか考えるかという位置づけも大変重要です。資本に関する重要な概念として「内部留保金」があります。これは大変難しい概念ですが、協同組合の発展に利用できる資本の一部分です。先ほど菅野理事長が取り崩し不可能な内部留保金の重要性について触れられましたけれども、イタリアでは、国家との話し合いで内部留保金には課税されないという措置を獲得して、内部留保金を確立したという経過があります。このように、協同組合に関する特別法を要求するには、それなりの理由を作り上げる必要があります。

グローバル化における協同組合の優位点

菅野さんは「関係財」という概念をイタリアから学んだと言いました。今はグローバル化という大変な現象が進行しています。その中で協同組合運動は大変苦しい立場に追い込まれています。もちろん協同組合も小さな企業として地域でお互いに関係性を持ち対抗していく努力はしていますが、全体として大変困難な状況だと認めざるを得ません。それではこういう状況の



中で、協同組合の優位点はどこにあるのでしょうか。

協同組合の優位点を挙げるとすれば「関係財」です。協同組合は規模は小さくてもお互いの協力関係を結びつけられます。内部においては、組合員同士が同等に関係し合える。あるいは地域と小規模で身近な存在として関係し合える。または行政と身近なところで関係し合える。

またイタリアには、協同組合の利潤の一部を積み立てるといふ共済、協同組合のための基金があります。イタリアでは、あらゆる各協同組合が自分の利益の3%を、全国規模の基金として収めなければいけません。これは新しい協同組合を振興するための基金に使われます。先ほどの内部留保金の関係で申し上げますと、イタリアではある協同組合が解散する場合に、残りの残余財産を全て全国の協同組合基金に組み入れられるという仕組みになっています。ILOの協同組合に関する勧告がありますが、この中でも協同組合のための振興基金について触れられていて、基金をあらゆる国が設立するような内容になっているかと思います。もし歴史的な条件などから協同組合を起すのに不利な条件の地域や人々が



協同組合を起こす場合には、この協同組合の振興基金 共済基金と呼んでいます。これが大変役立ちます。あとで質問に応えますが、とりあえず私のコメントを終わりにします。ありがとうございました。

< 質疑応答 >

協同組合振興基金の管理方法

堀越(山梨学院大学): 協同組合の振興基金についてですが、「全国」とはどういう全国で、その基金はどのような形で管理されるのでしょうか。例えば、協同組合の全国連合会には、いろんな潮流もあるかと思うのですね。それよりも一体的な全国機関があるのかどうか、どのような形で全国に集められて、運用されるのでしょうか。

バルベリーニ: この歴史的経過を述べますと長くなりますが、一応法律の観点からお話すると、基金に関係する法律としては59年の法律、それから92年の法律が基礎になっています。全ての協同組合から3%の利潤を全国規模で集めていますが、この管理

は、協同組合のそれぞれの全国連合が管理をするというシステムになっています。イタリアには全国規模の連合が大きく分けて4つありまして、その中でも大きいのは2つですが、その4つの全国の連合体がそれぞれの傘下から集められた基金を自分たちで管理しています。もちろん一番大きいのは、私たちのレガコープです。この4つの全国連合に属していない協同組合は、関係省庁の国家が管理します。旧労働省庁、現在は生産活動省となっていますけれども、そこが管理しています。その国家が管理する部分は、全体の非常に小さな部分です。それぞれの4つの全国連合体は、この基金を管理するための別会社をつくっています。私の出身母体であるレガコープの場合は、100%レガが出資する株式会社形式の事業体を設立しています。レガコープ以外の3つの連合体に関しても、ほぼ同じような形式をとっています。この全国規模での基金を元に、詳しい数は申し上げられませんが、数百の新しい協同組合がつくられています。

この基金の運用例を申し上げますと、新しい協同組合をつくる場合に、この基金の大体30%が新しい協同組合をおこすための基金として使われる場合が多いです。この基金の約30%はその会社が参加をする形式の場合もありますし、何十%かを貸し付けることもあります。いずれにしても、基金を運用したそれぞれの新しい協同組合からまた返してもらうという形式になっています。またこの全国規模の基金は、毎年5%くらいがその研究・研修費用、仕事づくりのためのいろいろなイニシアチブのために使われています。

戦後以降のイタリアにおいて、新しい協同組合を作り出すための資金に関する4つの要素をあげてみます。まず第1に内部留保金があります。第2に税制上の優遇策。組合員からの出資金・借入金という点があります。それは優遇策と結びついています。第3が全国規模の共済基金。第4は一般企業が危機に陥って解散して、そこの労働者たちが協同組合企業として再興する場合に、国家が支援をして、再生のための設立資金の50%を負担し、50%が労働者が出すという法律があります。これをマルコーラ法と呼んでいます。いろいろな状況から負担の割合が後退しまして、現在では労働者の部分が75%、国家が25%と比率が変わってきていますが、そういう資金があります。

堀越：わかりました。それぞれでやっているのが一番いいですね。

日本の法制化に対する政府当局の考え方

島村（協同総研）：今、学者のサイドから話がありましたので、運動するサイドから法制化との関わりで、日本の不分割積立金をめぐる当局の考え方をご紹介します。



この不分割積立金について、この考え方は協同組合の原点に帰るものであると高い評価を与えてきました。これがポイントのひとつです。第2番目のポイントは、あなた方は何ゆえに全国展開にこだわるのですかと。つまり、不分割積立金は、1つ目は新しい仕事おこしのための基金として使います。2番目はこれから組合員になっていこうとする人たちのためにも、教育資金として非組合員向けに使うと。3番目は、地域福祉の充実のために使うと。組合そのもののためではなくて、これから組合員となり、組合を作ろうとし、事業を行なおうとする新しい協同組合、自分たち以外の仕事の機会を作ろうとする人たちのために使われるわけですが、何ゆえにあなた方は全国管理をされるのか、という危惧があります。これがはっきり出されています。

バルベリーニ：今おっしゃったのは、取り崩し不可分の留保金（reserve）のことですか。それとも基金（found）のことですか。

島村：foundです。非課税要求といったものが障害になっています。イタリアの場合には協同組合の振興が憲法で保障されているわけです。イタリアの協同組合自体私たちにとって理想なのですが、日本において法制度上生育する環境があまりにも違うということがあります。主張は主張として掲げていますが、最終的な落としどころは別のものになる可能性もあると言えます。

吉田（北海道大学）：関連して、今の島村さんに対して日本の状況を知りたいという素



朴な質問です。あまり学問的な反対理由ではないような感じがするのですね。他方でバルベリーニ先生は協同組合の法制化ができていない国がいくつかあると。

ですからずっと話を聞いていて、反対する説得的な理由づけがどこにあるのかがよくわかりません。私はアメリカに何回か留学していて、グローバル化・資本主義のメッカであるアメリカで協同組合法についていろいろ教えられました。それから、各地でコミュニティの再生運動、Community economic movement というのがありますけれども、その主体になっているのは非営利団体です。非営利団体で資本を不分割資金という形で蓄積して、地域の利益のために広い見地から使っていくということが、資本主義のメッカでもあるわけですね。アメリカの真似をしようとしている日本で、どういう反対理由があるのかなと思ったら、あまり学問的な理由付けではないように思いました。

島村：厚生労働大臣は法制化に積極的に取り組む発言を当初からされてきました。予算委員会全体会でしたが、2つ問題を出してきました。第1点目は、企業組合という生産

組合の一般法人がありますが、その企業組合とどう違うのか。第2点目は難問なのですが、現在不安定就労が進んでいるわけですね。伝統的な意味合いでの雇用関係が曖昧なところで労働者の権利が侵害されている、つまり社会的保護が与えられていないと。そういった事情を考慮すると、労働権の適用を広く保障していかなければいけない時代である。よって、雇用関係のない労働者協同組合において、労働者にいかに労働法の保護を拡大・適用していくのか。それ以外に個別の労災の適用関係をどうしていくのか、という労働者性の問題があります。

第1点目の企業組合云々について言えば、この論点は消えているはずですが、第2点目の労働者性の問題について言えば、理論的な問題といったものは吉田先生がおっしゃるような意味合いでは既に片付いてしまっています。

組合員は労働者か経営者か

バルベリーニ：大変複雑な問題のように見えまして、完全に今通訳を通して理解したかどうかは不安ですが、今の議論について申し上げます。

一般的に、どこの国も歴史的な事情や適正があります。要するに協同組合もそういう事情から、原則的には国際的に原則はあるけれども、それぞれの国の協同組合が全てそれに適合しているわけではない。非常に特殊性を持っているということが言えると思います。協同組合は3つの歴史的流れから構成されています。まず第1は地域、共同体との関連で、歴史的経過から見るとロッ

ジデールなど典型的なものがあると思います。第2の協同組合のタイプは、ソ連等々で生まれた国家経済に組み込まれたタイプの協同組合があります。第3にアメリカ型、これは国家と市場の間のような企業として存在する協同組合があります。

要するに協同組合も経営体であるということが大切な一つの確認点です。協同組合というのは、経営体であるけれども、資本主義的な一般的企業とは異なる性格を持っているということが言えます。とにかく、協同組合は企業であり、事業体であるということが出発点です。

この「協同組合が企業である」という規定を巡って、様々な研究者がいろいろな説を出していきまして、社会学者が出す考え、経済学者が出す考え、非常に様々な説があります。この協同組合の規定については、様々な立場から、大きく言えば経済学者の立場の見解、法学者の見解、社会学者の見解、こういうものを統合し、明確な協同組合の規定を仕上げる必要があるのではないかと思います。もちろん実践者としての協同組合人

の見解も大切です。ご承知のように、ICA(国際協同組合同盟)の原則・規定がありまして、これも常に革新されなければいけない原則だと思います。様々な協同組合のタイプがある中で、労働者協同組合はデリケートで複雑な要素を持っている形式の協同組合であると言えます。

これはイタリアで問題になっていることですが、労働者協同組合で働く方は組合員であり且つ労働者であるという存在で、“組合員労働者”という呼び方をしていますが、その辺から難しい概念であると言えます。組合員であり労働者であるということは、分解すれば経営者、資本家であり労働者であるという立場であり、この2つの概念を労働者協同組合は各組合員が備えていると。イタリアの場合には、2つの概念をどういうふうに組み合わせ、どちらをどういうふうに優先させるかと言うことを、今までは別々に考えてきましたが、現段階では統一的にこの概念を理解しようという傾向が強まっています。

この2つの概念の考え方における1つの立場は、組合員労働者という概念を労働者という概念に重きを置いて解釈するということです。普通の企業での雇用関係を結んだ労働者というところに力点を置いた存在として考える、という考えが一方にあります。もう1つの考え方は、組合員労働者を組合員というふうに力点を置いて考えると、これは経営参加し、企業的意思決定に参加するという点で、雇用労働者とは異なる側面を持つ。そういうところに力点を置いてこの存在を考える、というのが第2番目の立場です。現在の法制度の下ではこの組合員労働



者をどういう規定と考えるかは曖昧で、これからその2つの考えを巡って二つの側面のどちらに重きを置くのか、あるいは統一的に理解するのかということはこれからの課題であると考えています。

スペインのモンドラゴンの場合は、組合員労働者の場合に労働者とは考えないと。つまり、雇用関係もなければ労働関係もないという存在として規定しています。ブラジルの場合は労働組合が抵抗して、労働者協同組合を作れない。なぜならば、労働者協同組合が作られたら一般労働者よりもさらに低い条件、劣悪なものができる可能性がある、ブラジルでは労働組合の反対によって実現されていません。

先ほどの議論の中では、もう一つ重要な考え方で、取り崩し不可能の留保金という概念がありました。一般的にイタリアでは留保金といった場合には、企業としての協同組合のためのお金であって、労働者のためのお金ではありません。協同組合で働く人や組合員に対するものではなくて、協同組合という事業存在を守るための基金というふうに考えています。そういう意味では内部留保金というのは、労働者という存在と、協同組合企業と区別すれば、企業側のものである。ですから、そういう意味からすれば、留保金というのは労働者から見ればある種の犠牲となるお金になります。特に労働者協同組合の場合には直接的にそういう側面が強いかも知れません。

この議論は大変複雑で長くかかるので簡単に説明しますが、イタリアでは最近の法律で、内部留保金の取り崩し部分の30%は無税ということになりました。無税にする

ということはある種国家にとっても犠牲になるということではありますが、一応実現しました。この内部留保金という考え方は、イタリアだけではなくフランスにもありますし、他の国にもあります。例えばドイツの場合も留保金がありますが、これは取り崩し可ということで、協同組合が解散する場合には組合員が留保金を分け合って良いという法制度になっています。いずれにしても、ドイツの場合も含めて協同組合が存続している間にはそれを引き取ることができないということは当然です。

先ほどの協同組合基金の問題ですが、これは無税にするということは確立されています。そのような基金の性格から言って私たちはそれを要求する理由があるのではないかと考えます。イタリアの場合には協同組合の留保金は協同組合が解散するときに余った場合には共済基金のほうに編入され、組合員には分配されません。

ドイツの場合には協同組合企業の終わりに際しては組合員はそれを引き取ることができる。もし協同組合が存続している場合には組合員は留保金を要求することはできません。

労働運動と労協運動をどう融合していくのか

梅村(中央労働金庫労働組合): バルベリー二さんのお話で、労働者協同組合の発展のために他の勢力と協力して、特に労働組合との協力が非常に重要だというお話を伺いまして、強く共感します。私は労働組合の役員で、尚且つ労働金庫という労働運動と密



接に関わる金融で働いており、その中で労働者協同組合運動と労働運動がうまくマッチしないかとずっと個人的に悩んでいます。その悩みのきっかけは、菅野さんたちと参加したILOの総会です。そこではICAの方々と労働者代表の方が密接に話し合いを通じて会議に臨んだということを目の前にしました。

ただ日本の中では労働者協同組合の皆さんの活動が協同組合の役員の間で殆ど認知されていないというのが実情です。その一方で今いろいろな公共事業の民間委託を労働者協同組合の方々が引き受けていますが、元々そこは自治体労働者、労働組合の組合員が行っていた業務なのです。私は何箇所か現場にお邪魔して、全く同じように労働者協同組合という形での働きを実現していることを目の当たりにし、やはり労働組合運動と労働者協同組合の運動が必ずどこかではまると思っています。そこでバルベリーニ会長には、日本においてマッチングをうまくするためのヒントをいただきたいと思っています。宜しくお願いします。

バルベリーニ：これは日本における特殊性

や歴史的事情があるものですから、私のような外部者がそういうものに助言を与えるのは大変難しい問題で、かえって立場上まらずいと思い、少し躊躇しています。

イタリアの例を若干申し上げますと、協同組合運動と労働運動は出発点においては協力者であり同盟者であったという側面が歴史的にはありました。しかし現在ではいろいろな問題を巡って、必ずしも平和な関係、無難な関係があるわけではない。対立点もあります。例えば、協同組合の中でも大きな協同組合の場合には組合員労働者だけではなくて、単に雇われる労働者、雇用労働者もたくさんいます。そういう場合には労働協約等々を巡っているんな対立があったり、平和的でない側面も多々あります。

法律ができたイタリアの社会的背景

吉田：私はドイツとフランスとイタリアの法律の違いは理解しているのですが、それらの国における歴史的背景が気になります。

バルベリーニ：正確な説明になるかわかりませんが、イタリアの事情だけ申し上げますと、イタリアの第2次大戦後の協同組合法は新しく1948年にできたイタリア憲法に基づいて、協同組合の法制度もリンクして成り立ったという経緯があります。イタリアは憲法第45条で協同組合の意義、社会性を公認しています。ですから、憲法に基づく協同組合の要件というのがあって、その要件を満たすならば内部留保金については優遇策を与える。そういう経過の元に作られたのが内部留保金という概念であって、公的

保護とか優遇策の根幹をなす一つの概念として取り崩し不可能の内部留保金が設定されていますので、それが他の国、ドイツの例とは多少異なる出発点になっているのかも知れません。

イタリアでは2004年に新しい企業法ができて、その中では協同組合の位置づけや要件も大分違ってきました。これを説明するには相当時間がかかるので、そういう事実があるということだけはお伝えしておきます。ドイツではライフアイゼンモデルの経験からできあがっていることがありまして、協同組合が持つ性格の概念 内部留保金であるとか配当金であるとか分配金とか そういう法制度や歴史的な条件の違いから内部留保金の考え方も来ているのではないかと思います。

